

財政的援助団体等に対する監査報告書

白子町財政的援助団体等に対する監査実施計画に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政的援助団体等に対する監査を実施した結果は次のとおりである。

令和8年3月27日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

1 監査の対象団体

白子町中学生海外交流協議会（会長 御園正二）

2 監査の対象年度

令和4年度から令和6年度までの3か年

白子町中学生海外交流協議会

- ・令和6年度白子町中学生語学交流研修事業補助金
決算額 2,692,142円（うち町補助金 2,212,142円）
- ・令和5年度白子町中学生海外交流研修事業補助金
決算額 2,176,648円（うち町補助金 1,786,648円）
- ・令和4年度白子町中学生海外交流研修事業補助金
決算額 1,807,523円（うち町補助金 1,537,523円）

3 監査の実施期間

令和7年8月6日から令和8年2月19日まで

4 監査の視点

（1）町部局関連

- ア 補助金、その他の財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- キ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ク 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関連

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象となる白子町中学生海外交流協議会及び白子町教育委員会教育課に対して、令和4年度から令和6年度までの3年間分の資料の提出を求め書類の確認を実施し、また、関係者から説明を聴取する等、事務事業の内容について慎重に監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 事実関係の確認

年度	書類手続き・金額		決算状況	補助金状況
令和6年度	交付決定	2,290,296円	収入 2,692,142円	総事業費 2,692,142円
	額の確定	2,212,142円	支出 2,692,142円	町補助金 2,212,142円
			残高 0円	依存率 82.17%
令和5年度	交付決定	1,786,648円	収入 2,176,648円	総事業費 2,176,648円
	額の確定	1,786,648円	支出 2,176,648円	町補助金 1,786,648円
			残高 0円	依存率 82.08%
令和4年度	交付決定	1,537,523円	収入 1,807,523円	総事業費 1,807,523円
	額の確定	1,537,523円	支出 1,807,523円	町補助金 1,537,523円
			残高 0円	依存率 85.06%

(2) 監査の結果

監査の結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項の改善や徹底について検討されたい。

① 白子町中学生語学交流研修事業補助金交付要綱

これまででは、本事業に対する個別の補助金交付要綱等が整備されておらず、令和6年度に白子町中学生語学交流研修事業補助金交付要綱が整備された。

よって、令和4年度から令和6年度までの3か年を今回の監査対象としたが、令和4年度と令和5年度に係る補助金事業を精査するための補助対象経費・対象使途・上限額・補助率等が補助金交付要綱等として整備されていなかった。令和4年度と令和5年度は白子町補助金等交付規則の規定に基づき補助金が交付されていたが、結果として、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準が不明慮となってしまった。

なお、現行の白子町中学生語学交流研修事業補助金交付要綱におい

ても状況は変わらず、補助対象経費・対象使途・上限額・補助率等が明確に規定されていない。この点は早急に改善すべき事項である。

②起案文での表記等

補助金の交付決定や額の確定等での起案文では、白子町補助金等交付規則の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定した経緯等が明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できない。実際には事業内容の精査等を実施し判断しているものと思料されるが、判断結果を残すためにも、具体的に調査の方法や経緯等をまとめ、起案文に明記されたい。

その際、補助金は公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的が十分達成され、効果があがっているかどうかについても検証した結果も残すべきである。

今後の補助金交付に関しては、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事業運営につながることから、明確な基準のもとで補助事業を執行するよう徹底されたい。

7 監査意見

(1) 町部局関連

前述のとおり、早急に白子町中学生語学交流研修事業補助金交付要綱へ補助対象経費・対象使途・上限額・補助率等を明確に規定されたい。

(2) 団体関連

事業実施主体である白子町中学生海外交流協議会の各年度の活動状況等を詳細に確認できる書面がない。概要のみを記した事業報告のみでは事業内容の精査が不十分と思われる。よって、事業実施に至った経緯や経過、議論等の記録を残すべきである。

細かいところではあるが、各年度共通の中学生語学交流研修事業実施要項「5日程（概要）」に記載されている、パラグライダー・熱気球体験・善光寺参拝などについて、本事業の目的や各活動の必要性の観点から協議・検討されたい。

また、「7旅行業者」を選定するに至った経緯等が書面で確認できないため、公平性の観点から明確にしておく必要がある。

なお、補助事業の執行に当たっては、いたずらに疑義を抱かれないように、事業目的や経費の負担、事業の決定過程や運用方法、効果検証等の結果を明示し、補助事業の必要性を明確にしておく必要がある。

以上